

第2章 教育理念・基本目標を具現化するための施策

I 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進

1. 確かな学力の向上

【現状と課題】

実態として、全国学力・学習状況調査の結果や、NRT全国標準学力検査の結果、小学校において「全国平均を若干下回っている」、中学校において「全国平均を概ね上回っているが、国語の基礎的な知識がやや不足している」という点が挙げられます。町及び各校学力向上プランを礎とした学力向上対策が求められます。

【基本方針】

変化の激しい社会にあっても豊かな人生を生きる基礎を培うため、知識基盤社会を生き抜くために必要とされる確かな学力の定着とその向上を目指します。

また、電子黒板やデジタル教科書等ICT機器を活用した効果的な授業実践に取り組み、児童生徒の学力や情報活用能力の向上に努めます。

【主な施策】

(1) 学力検査による児童生徒の学力の検証及び対策

全国学力・学習状況調査や長崎県学力調査、本町独自に取り入れているNRT全国標準学力検査の結果について検証を行い、その結果及び「時津っ子の学力向上プラン」を町内校長会や小中学校の教職員で構成する学力向上委員会において示します。また、各学校では、自校の課題を踏まえ具体的な対策の決定や、授業実践上の視点の明確化を行う等、学力向上に向けた授業改善を推進します。

指 標	基 準(現状)		目 標	
	年度		単位	(平成32年度)
全国学力学習状況調査で全国平均を上回る領域数 小6【国語A・B、算数A・B】 中3【国語A・B、数学A・B】 《A=基礎、B=活用》	26	3/8	領域	5/8

(2) 町版学習の手引き（進んで学ぶ時津っ子）の作成と配布を通じた学校・家庭の連携した学習への取組の啓発

町版学習の手引「進んで学ぶ時津っ子」の活用について、家庭へのアンケート等を通して効果を検証し、また、その結果を踏まえて学力向上委員会で情報交換を行う等、学校と家庭が連携・協力して、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を推進します。

(3) 町立小中学校の研究指定と指導主事による指導体制の充実

(4) 教育のICT化の推進

- ① ICT機器の整備
- ② ICT機器に関する教職員の指導力向上

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
ICTを活用した授業をできる教職員の割合	26	70	%	100

- ③ 児童・生徒の情報活用の実践力の育成
- ④ 教師と子どもと向き合う時間を増やすための校務の情報化

(5) 個に応じた教育の充実

- ① 習熟度別・TTなどによる多様な形態による授業の実施

(6) 学力向上委員会の活性化による町立各小中学校の課題意識の高揚

(7) 外国語教育・国際理解の推進

- ① ALTによる学校訪問・授業における計画的指導
- ② 地域の人材の活用
- ③ 長崎外国語大学との包括的連携を活用した外国語教育の充実

(8) ふるさと教育の推進

- ① 小学校社会科副読本「わたしたちの時津」の作成と活用
- ② キャリア教育の充実（社会教育事業との連携）

(9) 課外における指導時間の活用

- ① 放課後や夏休み等を利用した補充指導

2. 豊かな心の育成

【現状と課題】

町立小中学校においては、道徳教育を行い、日常的に児童・生徒の「規律の遵守」、「学力の向上」、「自己有用感の育成」を進め、いじめの問題への取組の充実等も図っています。しかしながら、規範意識の希薄化や、けじめのある生活・礼儀正しい言葉遣いなどの規律ある態度に欠ける行動があり、家庭・地域と連携しながら学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実など、豊かな心の育成が求められています。

また、読書は感性を磨き、表現力・創造力を高めるなど、人生をより豊に送るために欠くことのできないものですが、児童生徒の読書量は、学年が上がるにつれて減少傾向にあり、読書離れが進んでいます。本のおもしろさや活字から情報を得ることの素晴らしさを味わえるような読書指導の推進が求められています。

【基本方針】

全ての町立小中学校において道徳の公開授業を実施し、地域と連携した道徳教育を推進します。また、道徳の「教科化」の動向も注視しつつ、各学校における道徳教育や読書活動の更なる充実を図ります。

【主な施策】

(1) 道徳性を養う心の教育の推進

「時津っ子の心を見つめる週間」に道徳の公開授業を実施し、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携した道徳教育を推進します。

また、新たな学習指導要領を踏まえ「『考え、議論する』道徳科への転換」により、児童生徒の道徳性を育むために、中央研修等への教職員の派遣・伝達講習の実施を通して指導の一層の充実を図ります。

(2) 子ども読書活動推進計画に沿った読書活動の推進（社会教育事業との連携）

- ① 学校司書の配置
- ② 学校司書の研修の充実
- ③ 学校における「朝の読書活動」の推進

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
1日30分以上読書をする児童生徒の割合 (小学6年生) (中学3年生)	26	29.0	%	34.0
		22.7		27.7

- ④ 学校図書館の整備・充実
- (3) 人権・平和教育の推進
 - ① 学校における人権教育の充実
 - ② 教職員の人権意識の向上のための各種研修会への参加
 - ③ 学校における「長崎原爆の日」を中心とした平和教育の充実
 - ④ 社会教育課の進める人権教育・平和教育との連携

3. 健やかな体を育む健康教育の推進

【現状と課題】

子どもたちの運動能力等は、各種調査から特に小学校高学年から中学校において、全国平均を上回る結果が出ています。しかし、全体で見ると、柔軟性や敏捷性にやや課題が見られます。また、夜型生活の低年齢化、日常的な身体活動の不足等による生活習慣の乱れが見られます。児童生徒の健康課題は生活習慣と関係が深いことから、望ましい生活習慣を身につけさせるために健康教育の一層の充実が求められます。

【基本方針】

児童生徒の体力・運動能力調査結果を活用し、各学校の課題を捉えた体力向上プランを作成し、実践することで、児童・生徒の基礎的な体力の向上を図ります。また、児童生徒が生涯にわたって健全な食生活ができるよう、学校の教育活動全体を通して食育の充実を図り、家庭・地域と連携・協力した取組を推進します。

【主な施策】

- (1) 鍛錬を核とした体力づくりの充実
 - 体育・保健体育の時間はもとより、特別活動・総合的な学習の時間授業、部活動の中で課題改善を図る創意工夫された動きを今まで以上に取り入れ、子どもたちの体力の向上を推進するとともに、県教委主催「子どもの体力向上指導

者養成地区別研修会」や各種セミナーへの教員の参加を促進して、指導力の向上を図ります。

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
児童生徒の体力・運動能力調査で全国平均を上回る項目数 (小中学校各学年男女別に8項目)	26	33/144	項目	45/144

(2) 薬物乱用防止教育等の実施

(3) 学校教育を通じた健康教育の推進

① 食育全体計画、食育年間指導計画の作成と活用

(4) 家庭への食育の啓発

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合	26	87.2	%	90.0

4. 特別支援教育の充実

【現状と課題】

本町においては、全ての小中学校に特別支援学級を設置しており、また、通常学級に籍を置きながら、特別な支援を要する場面においてのみ通常学級と異なる指導を受けるための通級指導教室を時津小学校及び時津東小学校に設置しています(平成27年10月現在)。

近年、特別な配慮を要する子どもの数は年々増えており、本町においても同様の傾向にあるため、今後も状況に応じた細やかな相談対応・校内体制の充実が求められます。

【基本方針】

現在の施策を継続するとともに、特別な配慮を要する児童生徒の就学について、個別の指導計画の作成・活用を通して、継続的な相談体制の充実を図ります。また、研修の充実等により教職員の専門性を高め、教育内容・指導方法の充実を図ります。

【主な施策】

(1) 学校教育相談員の設置

学校教育相談員を新たに配置し、特別な配慮を要する児童生徒の保護者に対して、就学に関する相談機会や入学後のフォローアップの充実を図ります。

(2) 特別支援教育コーディネーター研修会の実施

(3) 教育支援員の配置

(4) 幼・保・小・中・特別支援学校等連携会議

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
幼・保・小・中・特別支援学校等連携会議	26	1	回	3

(5) 就学指導委員会の開催

(6) 通級指導教室の開設

(7) 特別支援学級の開設

5. 教育相談体制の充実

【現状と課題】

全国で相次いで発生した深刻ないじめの問題は大きな社会問題になりました。本町では、「いじめ防止対策推進法」、「長崎県いじめ防止対策基本方針」を参酌し、「時津町いじめ防止対策基本方針」、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見・対処に取り組んでいます。本町の不登校児童生徒の割合は、全国平均よりも低い割合にありますが、中学生の時期にその数が増える傾向にあります。関係者の不断の努力により辛うじて不登校を免れている例も多く、本町としても大きな課題の1つです。また、主に複雑な家庭事情のため、子どものしつけや保護が十分にできない家庭が増え、そのことに起因して問題行動に走る児童・生徒も見られます。

【基本方針】

これらの諸問題の未然防止を図るためには、教育相談体制の充実が大切です。これまで配置されている「心の教室相談員」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」の配置を維持・拡大するとともに、関係機関と連携し、いじめ・不登校対策を実施するための体制強化を図ります。

【主な施策】

- (1) 心の教室相談員の配置（中学校）
 - ① 中学生の心のよりどころとしての心の教室の設置継続
- (2) スクールカウンセラーの配置
- (3) スクールソーシャルワーカーの配置
- (4) 小1プロブレム*1・中1ギャップ*2への対応
 - ① 幼・保・小・中・特別支援学校等連携会議を活用した小1プロブレムへの対応
 - ② 小中学校の連携した不登校対策を推進及び中1ギャップの解消
- (5) いじめ防止対策基本方針の運用
 - ① 学校いじめ防止対策基本方針の運用
 - ② いじめ問題等連携会議の開催

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
不登校児童の割合（小学校）	26	0.3	%	0.2
不登校生徒の割合（中学校）	26	2.1	%	2.0

- (6) カウンセリング研修への教職員の派遣
- (7) 生活アンケートの実施（学期1回）
 - ① 統一質問項目の運用
- (8) 町内生徒指導委員会の充実
- (9) 適応指導教室の設置
- (10) 相談電話の設置
 - ① 学校教育課内にフリーコールによる相談電話の設置及び相談受付

*1 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

*2 中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、不登校などが増加する現象。

6. 安全・安心な学校づくりの推進

【現状と課題】

安全・安心な環境の確保は、すべての教育環境の最も基本的な要素です。しかし、子どもたちが安全に、安心して学校生活を送るため、各学校では危機管理マニュアルや学校安全計画を策定し、訓練等を通して、安全対策が図られています。一方で、学校管理下のけがや児童生徒が登下校時に不審者に遭う事案、交通事故の発生等があり、日常的な安全点検・安全指導を継続・徹底する必要があります。

【基本方針】

児童生徒の安全の確保は、全てのことに優先して取り組むべき課題であるという認識に立ち、学校における取組に加えて、保護者・地域・関係団体との連携による定期的な通学路の安全点検を実施する等、安全の確保に努めます。

【主な施策】

- (1) 学校安全計画、危険等発生時対処要領の整備・充実
 - ① 学校危機管理マニュアルの随時見直し
- (2) 各種危機を想定した避難訓練・防災教育の実施
- (3) スクールガードリーダーの配置
- (4) 通学路の安全確保・登下校時の安全教育の推進
 - ① 関係課・学校等との連携による定期的な通学路の安全点検の実施(1年に1回)
 - ② 定期的な集団下校等の実施
 - ③ 保護者・地域との連携によるパトロール
 - ④ 教育委員会による登下校時の通学路の安全点検の実施

指 標	基 準(現状)		目 標
	年度		(平成32年度)
教育委員会による登下校時の通学路の安全点検	26	—	4

7. 教職員の資質向上

【現状と課題】

グローバル化や社会状況の急激な変化に対応し、学校教育の充実を図るためには、児童・生徒を教え育てる教職員の資質向上は重要な課題です。また、近年、学校の役割はますます増える傾向にあります。学校運営を円滑に進めていくためにも各種研修等を活用し、確かな学力を身につけさせる実践的指導力やいじめや不登校への対応、ICTの活用等の時代の状況変化に対応した高度な指導力が必要になっています。

また、教職員による不祥事が多発している状況を受け、倫理向上を図る対応策も必要になっています。

【基本方針】

初任者研修をはじめとした経験研修を計画的に実施し、教職員としてのキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、種々の教育課題に応じた研修を行い、対応策を充実させるとともに、各学校の課題に応じた校内研修を支援します。

【主な施策】

- (1) 校内研修の充実
 - ① 町立小中学校の町指定研究と研究費助成
- (2) 指導主事の各校年2回以上の学校訪問による指導
- (3) 各種研修会の充実
 - ① 町内校長会
 - ② 町内教頭会
 - ③ 初任者研修（町教委担当の研修）
 - ④ 若手教職員研修
 - ⑤ 10年経過研修（町教委担当の研修）
 - ⑥ 15・20年経過研修
 - ⑦ 教育講演会（町教委担当の研修）
- (4) 中央研修等への積極的な教職員の派遣
- (5) 人事評価制度の運用
- (6) 服務規律の確保・不祥事根絶対策の継続と充実
 - ① 各学校における服務規律委員会の組織と代表者による研修会

8. 開かれた学校づくりと家庭・学校・地域等との連携の充実

【現状と課題】

学校においては、児童生徒の状況に即応できる学校運営や家庭・地域に信頼される学校づくりが求められています。

また、学校に関する情報を学校便りやホームページ等により、積極的に公開するとともに、保護者・地域住民の意向を学校運営に反映させ、地域の教育力を学校に取り入れる等、保護者や地域の信頼に応えつつ、3者が協働し児童生徒の成長を支えていくことが必要です。

【基本方針】

開かれた学校づくりを推進するため、学校や地域との行事等における交流に加えて、学校の情報を公開するとともに、学校評価を学校運営の改善に生かし、家庭・学校・地域の連携を深め、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。

【主な施策】

(1) 学校評価の充実

- ① 町立小中学校における自己評価・学校関係者評価の適正な実施
- ② 各校の評価結果等を通じた状況把握と各校に対する学校改善支援や条件整備等の推進

(2) 学校評議員の設置・継続

(3) 開かれた学校づくりと家庭・学校・地域社会との連携

(4) 学校の情報公開（学校経営方針・学校教育活動の状況・学校評価結果）

Ⅱ 安全・安心でのびのびと学習できる教育環境の整備

1. 教育施設の整備

【現状と課題】

学校施設は多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を担うことから安全な環境確保が求められる重要な施設です。

本町では、旧耐震基準で建築された学校の耐震診断を行い、その結果に基づいて補強、改修が必要とされる施設については、平成22年度末までに耐震化工事が完了しています。しかし、本町の町立小中学校の施設は、築年数が40年を超えるものが多く、老朽化による修繕等に多くの費用を要しているのが現状です。また、時津北小学校体育館においては、老朽化に加えて手狭になっている現状を踏まえ、建て替えが必要になっている状況です。その他の学校においても、老朽化に伴い屋根、外壁、床など大規模な改修を検討すべき施設も見られます。これにあわせてトイレ施設の改修などの必要性が指摘されている箇所もあり、日常の維持補修と共に長寿命化も含めた施設の中長期的な改修計画を考えていく必要があります。

【基本方針】

児童生徒にとって魅力ある学習の場及び多様な学習活動に対応した機能的な学校施設となるよう、良質で質の高い学びを実現する教育環境を整備するとともに、長期的な視点に立った計画的な学校施設の長寿命化等への取り組みを推進します。

【主な施策】

- (1) 学校施設の老朽化に対応した維持補修工事並びに長寿命化の推進
 - ① 老朽校の大規模改修の検討
 - ② 各学校トイレの計画的な改修
- (2) 時津北小学校体育館新築工事
- (3) 環境に配慮した施設の整備

2. 修学支援等の推進

【現状と課題】

本町では、これまでも要保護、準要保護世帯などに対する就学支援や幼児教育に係る教育費の負担軽減策として幼稚園就園奨励費補助金交付事業を実施してきました。しかし、平成26年度末においても、要保護41世帯、準要保護366世帯と、依然として、経済的困難を抱える世帯が多数ある状況にあり、家庭の経済状況や教育環境の違いが児童生徒の学力に影響を与えないよう継続的な配慮が必要と考えられます。

このような中、教育に係る保護者の負担を軽減するとともに、意欲、能力のある者の学習機会へのアクセスを可能にするためのきめ細やかな支援が必要な状況となっております。

【基本方針】

家庭の経済状態に関わりなく教育の機会が適切に確保されるよう、引き続き就学援助を実施するとともに、高等学校、大学への進学など、意欲・能力のある者の進学の機会を確保することを目的とした奨学資金の貸付制度に関する取り組みを実施します。

【主な施策】

- (1) 幼稚園就園奨励事業
- (2) 要保護・準要保護児童生徒援助・特別支援教育就学奨励費給付
- (3) 高校、大学等進学者に対する奨学金の貸付

Ⅲ 自発的に学び親しむ生涯学習・生涯スポーツの推進

1. 生涯学習体制の充実・活動の推進

【現状と課題】

生涯学習の取り組みによって個人が豊かになり、その活動を通じて人々がふれあい、つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待されます。自己を高める生涯学習は、まちを創造していく活動へつながり、まちづくりの原動力となるため、町民、関係団体、行政が一体となって生涯学習を進め、豊かな心を育み、ひとつづくりやまちづくりに取り組む必要があります。また、社会教育施設において開設している講座は、趣味、稽古事に関するものが大半であり、利用者も特定の町民や高齢者に偏る傾向が見られます。

生涯学習社会の形成に重要な役割を担う社会教育を推進させるためには、若年層を含む多くの町民にとって利用しやすい環境づくりが必要であり、今後、更に公民館等を活用し、地域の学習拠点としての機能を高める必要があります。

読書活動においては、時津図書館の平成23年度図書貸出数25万冊をピークに近年減少傾向にあります。平成26年度に図書館システムの更新を行い、インターネットによる図書の閲覧や予約ができるようになるなど、サービス向上のための整備を行いました。

【基本方針】

幼児から高齢者にいたるまで、それぞれのライフステージに合わせた学習環境を整備するとともに、「学ぶ」活動を通じて、積極的な地域参加やまちづくりへの参画を促します。

図書館においては、新たなシステムの活用や他社会教育施設との連携協力による図書館サービスの充実を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう取り組みを進めます。

【主な施策】

(1) 五つのしおり運動の推進

次代を担う子どもたちが心身ともに健康でたくましく成長するためには、家庭、学校、地域社会が連携を図り、それぞれの役割を分担し合い、町民が一体となって道徳教育の推進に努めることが大切です。生活の基本ともいえる「五つのしおり」の取り組みを再度見直し、青少年はもちろん、町民すべての道徳心を高めるよう啓発に取り組み、運動の推進を図ります。

(2) 生涯学習推進体制の充実

- ① 生涯学習活動の支援に向けた人材活用事業の充実
- ② 生涯学習活動に関する相談・指導の推進
- ③ 公民館活動グループ、団体等の育成と支援
- ④ 住民との連携による生涯学習推進体制の充実

(3) 生涯学習活動の推進

- ① 自治会及び自治公民館などの地域組織による生涯学習活動の支援
- ② 人権教育の推進

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
西彼杵郡人権教育研究大会 参加者	26	89	人	100

- ③ 様々な媒体を活用した生涯学習情報の提供
- ④ ライフステージに応じた学習機会の提供

(4) 読書活動の推進

- ① 時津図書館を拠点とした読書活動の推進
- ② 家庭、学校、地域における読書機会の提供（学校教育事業との連携）
- ③ 図書館事業の推進に向けたボランティアの育成・支援
- ④ 図書サービスの充実

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
図書等の貸出冊数	26	231,485	冊	250,000

2. 生涯スポーツ体制の充実・活動の推進

【現状と課題】

本町では、少年スポーツ団体をはじめとして多くのスポーツ団体が活発に活動しています（少年32団体、自治公民館28団体、一般及び事業所の団体116団体）が、成人の団体については参加者が固定化しつつあり、更に多くの住民が活動に参加する創意工夫が必要と思われます。また、海洋センターを始めとした町内体育施設の稼働率が高いことから、新規の団体が活動できるよう工夫するこ

とも必要と思われます。

さらに、高齢化する社会の中で、高齢者の健康寿命を伸ばすことを目的とした健康づくり事業の推進が重要となっています。

【基本方針】

少年スポーツについては、子どもの心と身体や将来の飛躍に重点を置いた研修会を開催し、指導者の育成を図ります。

また、高齢者の健康増進を図るため、海洋センターでの主催教室開催やトレーニングマシンを活用した事業を実施するほか、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、自治公民館体育部等と連携協力した健康づくり事業の促進に努めてまいります。

【主な施策】

(1) 生涯スポーツ施設の整備、充実

- ① 生涯スポーツ施設の計画的な維持・管理
- ② 生涯スポーツ施設の計画的な改修・整備
- ③ 生涯スポーツの拠点となる総合的なスポーツ施設の研究

(2) 生涯スポーツ活動の促進

- ① 各種スポーツ団体との連携強化による生涯スポーツ活動の推進及び自主的活動促進の支援

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
体育協会会員数	26	2,917	人	3,300

- ② 地域に密着したスポーツ活動の支援

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
自治公民館スポーツクラブ会員数	26	495	人	525

- ③ 住民のニーズに応じた生涯スポーツ情報の提供
- ④ 生涯にわたって健康を維持するためのライフステージに応じた各種健康スポーツ教室の開催

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
ライフステージに応じた各種健康スポーツ教室の延べ参加人数	26	2,092	人	2,200
高齢者のトレーニングマシン利用延べ人数	26	—	人	480

⑤ 海洋クラブの育成及び海洋性スポーツの普及

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
海洋センター主催体験プログラムへの延べ参加人数	26	46	人	130

(3) リーダー・指導者の養成

- ① 生涯スポーツ活動のための人材活用事業の推進
- ② スポーツイベントの開催に向けたスポーツボランティアの活用

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
スポーツイベントにおけるボランティア活用の延べ人数	26	6	人	30

③ 地域スポーツリーダー並びに競技種目指導者の養成

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
少年スポーツ団体指導者研修会受講人数	26	61	人	70

(4) 安全推進体制の整備

- ① 関係団体と連携した事故防止の徹底
- ② 応急救急処置など事故に対処するための講習会の開催

IV 芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承

1. 芸術・文化の振興

【現状と課題】

人々の価値観が多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向がますます強まり、芸術文化に関心が高まっています。芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出す要素でもあり、町民の一体感を高める重要な要素でもあります。

本町では、とぎつカナリーホールを芸術・文化の拠点として、その普及、振興を図るため、寄席、音楽、演劇鑑賞などの自主事業のほか、町内小中学校の児童生徒を対象にした音楽鑑賞等を開催してきました。

一方では、文化協会が中心となって、各種団体やサークルによる多種多様な文化・芸術活動が行われておりますが、近年では文化協会会員の減少が懸念されております。

このことから、各種団体の自主的な芸術・文化活動を更に促進し、芸術・文化の鑑賞及び発表の機会の充実等に努め、文化の香り高いまちづくりを推進していく必要があります。

【基本方針】

町民が活動しやすい環境整備や優れた芸術・文化と親しむ機会の充実に努めるとともに、文化協会及び各種団体やサークルの活動を支援し、町民の文化の高揚及び主体的な活動を促します。

【主な施策】

(1) 文化施設の保全

- ① とぎつカナリーホールの計画的補修及び改修

(2) 芸術・文化活動の促進・支援

- ① とぎつカナリーホールを拠点とした優れた芸術・文化に親しむ機会の提供
- ② 文化協会や各種団体・サークル等の活性化、活動支援及び情報提供

指 標	基 準(現状)		目 標	
	年度		単位	(平成32年度)
文化協会会員数	26	530	人	700

- ③ 町民文化祭の充実

2. 歴史・伝統の保存、継承

【現状と課題】

町民の郷土に対する理解と関心を高め、本町の歴史や文化、風土を内外に発信するため、文化財等の適切な保存、活用及び展示等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しむことができる機会を増やしていく必要があります。

また、茶屋（本陣）については、平成26年度に実施した建物調査の結果を基に、保存・活用計画の作成が急務となっています。

郷土芸能の保存・継承については、披露の機会が限られており、今後、新たな披露の機会や披露の仕方などを検討することも必要となります。

【基本方針】

町に残る歴史、文化遺産の適切な保護、保全に努めるとともに、町民が郷土の歴史、文化に親しめる環境づくりを推進します。あわせて、茶屋（本陣）の保存・活用にに向けた取り組みを推進し、地域資源として内外に示すことができるよう、多様な活用に努めます。また、郷土芸能の保存・継承に向けて、新たな披露の機会や後継者の育成について支援してまいります。

【主な施策】

（1）歴史・文化遺産の適切な保全・整備

- ① 文化財や史跡の保護・継承
- ② 郷土芸能・伝統行事への支援
- ③ 文化財・歴史遺産の活用促進

町内に残る歴史・文化遺産などを巡る「ふるさと散歩」の実施や、茶屋（本陣）を活用したイベント等の開催を通して、町民が郷土の歴史・文化に親しめる環境づくりに取り組むとともに、茶屋（本陣）の保存活用にに向けた検討を推進します。また、民俗資料館については、展示資料の充実や定期的な入替えを行い、時津の歴史・史跡・郷土芸能・風習などの情報発信に努めます。

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
民俗資料館入館者数	26	3,513	人	5,000

- ④ 文化財案内板の設置など、周辺環境の整備
- ⑤ 文化財等の保護思想の普及・啓発活動の推進

V 明日を担う青少年を育む家庭・地域の教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものであります。また、現在、家庭教育支援は、「学習を希望する親の支援」から「すべての親を対象とした支援」へと転換しています。

今後は、行政主導の支援にこだわらず、子育てサークルなどの子育て支援団体や地域との連携を図っていく必要があります。

【基本方針】

学校・幼稚園・保育所との連携を図るとともに、子育て支援団体や地域による家庭教育事業の支援を行います。

【主な施策】

(1) 家庭教育支援体制の充実

① 家庭教育学級の開催による家庭の教育力の向上

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
のびのび倶楽部・すくすく倶楽部 ・ファミリーすくすく倶楽部参加 者(延べ人数)	26	2,207	人	2,300
家庭教育講座受講者数 (延べ人数)	26	616	人	700

② 家庭教育に関する情報提供および相談体制の充実

③ 家庭の教育力の向上のためのPTAとの連携強化及び支援

指 標	基 準(現状)			目 標
	年度		単位	(平成32年度)
研修会等の開催	26	1	中学校区	2

2. 青少年健全育成

【現状と課題】

青少年を取り巻く社会環境がめまぐるしく変化していくなか、子どもを狙った不審者事案や児童虐待、いじめ、不登校、不良行為の問題は、スマートフォンなどのメディアの諸問題も加わり、ますます多様化・複雑化しています。このようなことを踏まえ、現在、各小中学校PTAと連携し、講演等によりメディア利用のルール作り等について、啓発・周知を図っています。

今後は、次代を担う青少年が、自他共にかけがえのない存在であることを認識し、また社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、更に家庭・学校・地域が連携して、青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを促進していく必要があります。

【基本方針】

青少年健全育成町民会議や子ども育成会連絡協議会など、関係団体の活動活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と連携協力し、特色ある活動を通して地域づくりに取り組んでいきます。

【主な施策】

(1) 青少年健全育成体制の強化

- ① 青少年健全育成町民会議及び子ども育成会連絡協議会の育成

(2) 青少年健全育成活動の充実・促進

- ① 青少年の居場所づくり事業の充実

指 標	基 準(現状)			目 標 (平成32年度)
	年度		単位	
土曜教室実施数	26	1	箇所	4

- ② 子ども会活動の活性化に向けた支援

町子ども育成会連絡協議会との連携や支援を強化し、子ども会活動の充実を図ります。また、子ども会への加入促進に向けた新入学児童説明会での加入案内を継続して実施するとともに、転入時の手続きで教育委員会に来庁された保護者に対し、子ども会への加入案内を行うよう教育委員会内での連携を図ります。

指 標	基 準(現状)		目 標	
	年度		単位	(平成32年度)
子ども会加入率	26	66	%	70

- ③ 青少年の地域活動への参加促進
- ④ 「とぎつつ子の夢を育む基金」の活用による青少年健全育成活動、子ども会活動の推進

3. 地域の教育力の向上

【現状と課題】

社会環境のめまぐるしい変化や核家族化、少子化などにより、地域及び家庭での教育力の低下が懸念されています。

未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指す必要があります。そのため、学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画による学校や地域の実情に応じた様々な教育支援活動が期待されています。

【基本方針】

学校と保護者や地域住民が連携し、地域住民が主体的な担い手として、ボランティア活動や学校行事への参加支援、登下校時の見守り活動やあいさつ運動等を積極的に支援できる仕組みづくりを促進するため、学校支援会議など地域による教育支援活動の充実に取り組みます。

【主な施策】

(1) 地域の教育支援体制の充実

① 通学合宿事業の実施

指 標	基 準(現状)		目 標	
	年度		単位	(平成32年度)
通学合宿実施数	26	2	箇所	4

② 地域による家庭教育講座の実施

指 標	基 準(現状)		目 標
	年度		(平成32年度)
家庭教育講座開催箇所数	26	—	2

③ 子ほめ事業の実施

(2) 学校支援会議活動の推進

- ① 学校支援会議組織の体制づくり
- ② 学校支援会議（学校単位毎の組織）の活動の活性化
- ③ 学校支援会議コーディネーターの育成
- ④ 学校サポーターの拡充と活動の拡大